

# 高速道路が崩れたのは だれの責任か？

## 耐震性への期待 裏切られた

国道上に覆い被さるようにして傾きながら倒壊している高速道路。これは阪神大震災を象徴するような映像である。というのは、阪神大震災の少し前、アメリカはロサンゼルスが大規模地震に見舞われ、これを報道するニュース番組を見た日本人の間では、この地震についてみると無惨に倒壊しているロサンゼルス近郊の高速道路を目にして、「日本は関東大震災以来、耐震設計に関しては世界の最先端をいつ

ているはずだから、仮に万が一、日本でこの規模の地震が発生したとしても、このような風景を見ることはあるまい」と考える人が多かったからである。横倒しになつたビル、中層階が押しつぶされた高層マンション、落ちてしまつた新幹線高架橋など、阪神大地震の結果を報道する写真や映像は、日本においては、従来の耐震設計の基準となつて強度計算の基礎と異なる力が強く働いたとするものがあった。しかし、「予想外の力が作用して発生した、設計強度を上回る地震」という観点に対しても、工事自体の仕方に問題があるという別の観点が提示されてもいる。

## 損害賠償をめぐる 法律制度

地震の直後から、この地震の規模についての報道もたくさんされた。そこでは、この地震が「予想外」に強い

## 民法をはじめよう —震災・「オウム」を素材に

**契約に基づく責任** 地震に限らず、人間社会において、多数の人々がさまざまな活動を営む際には、ある人の行為が他の人に有害的な結果をもたらす場合がある。この場合に、被害を受けた者と有効的な行為を行つた者との間に、契約関係などの、当事者双方が意思的に形成した一定の法律関係があつたときは、この損害の賠償などをめぐる問題は、そこにあらかじめ存在した法律関係の内容によって規律されることになる。これがすなわち債務不履行に関する問題であり、民法では、この場合の損害賠償責任の発生要件を一般的に規定する四一五条、賠償すべき損害の範

生したと考えられる場合の法律的な対応について、損害賠償をめぐる不法行為の視点から特に阪神高速道路に象徴されるコンクリート建造物の倒壊ということを問題として民法七一七条・国家賠償法二条を対象に考えてみることにする。この道路を利用して亡くなつた方も多数に上るのである。

そこでまず損害賠償をめぐる法律について少し一般的なことを述べ、民法七一七条・国家賠償法二条がその中でどのような位置を持つものかを簡単に説明しておく。

範囲を規定する四一六条をはじめとして、四二二条から四二二条に一般的な括的な規定がおかれている。

意思的に一定の法律関係に入る当事者の間では、そこで行われる行為の性質に即して、損害発生に備えた合意も、あらかじめ、当事者間でのリスク配分の問題として、その際に締結される契約などの内容に盛り込まれていることが多いから、損害発生後の具体的な処理はこれに即して行われる。地震による損害でも、たとえばこれが貨物の運送中に発生したというものであれば、荷送り人と運送人・荷受け人の間で締結されている貨物運送契約によって、そのための保険を誰がかけるのかということも含め、あらかじめ処理の枠組みが設定されていることが多い。

**不法行為に基づく損害賠償責任**は、近代市民法の原則に従い、過失責任主義がとられている。すなわち、行為者に「故意または過失」がなければたとえ損害が発生していても賠償責任が問われることがなく、かつこの要件を充足する具体的な事実があつたことは、賠償責任を問う被害者の方で主張立証しなければならないこととされている（不法行為に関する最も包括的一般的な規定である民法七〇九条が定める）。

しかし法律は同時に、一定の特別な場合に、この責任発生要件を加害者に対して厳格になるように定め、被害者の救済がより容易になるようにしている。土地工作物から発生する損害についての民法七一七条と国・公共団体の設置管理に係る物から発生する損害についての国家賠償法二条が、ここにいふ特殊の不法行為のひとつである。

## 瑕疵があつたら

### 責任あり

「瑕疵」が肝心 民法七一七条と國家賠償法二条と

「瑕疵」とは何か では「瑕疵」とは何を意味するのか。民法七〇九条の「故意または過失」とどのような関係に立つののか。判例は「瑕疵」を「その物が通常備えているべき安全性を欠くこと」と理解し、学説は一般に「瑕疵とは故意または過失が客觀化されたもの」と解している。すなわち、民法七〇九条の「故意または過失」が損害発生を防止するために必要な注意をしなかつたという行為者の心理状態もしくはそういう行為者の行為の仕方（「行態」ともいう）を指すのに対し、民法七一七条および国家賠償法二条の「瑕疵」は、過失ある行為者の設置・保存・管理の行為の仕方が当該土地工作物ないし公の營造物に体現されていて、それが損害発生をもたらすことを指すというように理解する。

## 基礎づく責任

不法行為に即して行われる。地震による損害でも、たとえばこれが貨物の運送中に発生したというものであれば、荷送り人と運送人・荷受け人の間で締結されている貨物運送契約によつて、そのための保険を誰がかけるのか

ということも含め、あらかじめ処理の枠組みが設定されていることが多い。

**不法行為に基づく損害賠償責任**は、近代市民法の原則に従い、過失責任主義がとられている。すなわち、行為者に「故意または過失」がなければたとえ損害が発生していても賠償責任が問われることがなく、かつこの要件を充足する具体的な事実があつたことは、賠償責任を問う被害者の方で主張立証しなければならないこととされている（不法行為に関する最も包括的一般的な規定である民法七〇九条が定める）。

しかし法律は同時に、一定の特別な場合に、この責任発生要件を加害者に対して厳格になるように定め、被害者の救済がより容易になるようにしている。土地工作物から発生する損害についての民法七一七条と国・公共団体の設置管理に係る物から発生する損害についての国家賠償法二条が、ここにいふ特殊の不法行為のひとつである。

## 通常の過失責任主義とはどう違うのか

「國・公共団体の設置または管理」にかかる「公の營造物」に適用対象を限り、前者は設置管理の主体が何者であるかが限定されていないので違があるだけである。重要なキー・タークムはいずれにせよ「設置または保存・

管理の瑕疵」（以下「瑕疵」という）であることに変わりがない。

「瑕疵」とは何か では「瑕疵」とは何を意味するのか。民法七〇九条の「故意または過失」とどのような関係に立つののか。判例は「瑕疵」を「その物が通常備えているべき安全性を欠くこと」と理解し、学説は一般に「瑕疵とは故意または過失が客觀化されたもの」と解している。すなわち、民法七〇九条の「故意または過失」が損害発生を防止するために必要な注意をしなかつたという行為者の心理状態もしくはそういう行為者の行為の仕方（「行態」ともいう）を指すのに対し、民法七一七条および国家賠償法二条の「瑕疵」は、過失ある行為者の設置・保存・管理の行為の仕方が当該土地工作物ないし公の營造物に体現されていて、それが損害発生をもたらすことを指すというように理解する。

な不完全さ（と一応いつておく。現代風に「欠陥」といってもよいかもしれない。新しい法律である「製造物責任法」は責任発生要件を「欠陥」としているが、この欠陥を定義する二条一項において「欠陥とは……通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と規定し、「瑕疵」を定義する最高裁判例の文言をほとんどそのまま用いている（からである）が明らかになつても、さらにこれがここで責任を問われている者の過失によつてもたらされたことをも主張・立証しなければならないのに對して、民法七一七条と国家賠償法二条では、ここにいわゆる「瑕疵」が明らかにされれば、そこからさらに行行為者の過失の有無を問うまでもなく、直接的に損害賠償責任が発生するという点で異なるとされるのである。

加害行為者の落ち度というのは、加害行為者の側において明らかではあっても、その部外者である被害者には明らかになりにくく、その主張立証が困難である。しかし土地工作物ないし公の营造物の瑕疵であるならば、具体的な客観的な加害原因となつた物の状態そのものから直接的に把握できるから、責任発生要件の具備を主張立証しなければならない被害者にとつてより有利であるといふわけである。

## これは無過失責任か？

しかし逆に言えば、土地工作物ないし公の营造物を原因として損害が発生しただけでは損害賠償責任は発生せず、その土地工作物ないし公の营造物に「瑕疵」があつたこと（その意味ではやはり損害発生の防止可能性など）が証明されなければならぬのであつて、実際の事件においてはこの「瑕疵」があつたといえるか否か、あるいは損害発生をもたらした物の状態が「瑕疵」といえるか否かが深刻に争われる。

「瑕疵」をどう考えるかという問題

については、通説判例は右に述べたように「その物が通常備えているべき安全性を欠くこと」であり、したがつて民法七一七条と国家賠償法二条は人の過失の有無を問題にすることなく責任を問うという「無過失責任」であるとしているが、その有無の具体的判断のあり方をめぐつて、この通説判例には有力な批判がある。国家賠償責任を問う訴訟での両当事者の具体的な争い方・主張立証の中心的な事柄・これに対する裁判所の判断を根拠づける判决理由中の判断のあり方を詳細に分析し

たうえで、「瑕疵」とは実は「損害回

避義務違反」を意味するのではないかと考える学説である（「義務」は人が遵守すべき規範であり、これに違反した結果として責任が問われるというわけであるから、この見解に従えば民法七一七条も国家賠償法二条も「無過失責任」ではないことになる。通説判例を「客觀説」というのに対しこの考え方は「主觀説」ないし「義務違反説」と呼ばれる）。

## 地震による倒壊についての考え方

### やはり問題は 「瑕疵」の有無

話を阪神大震災におけるコンクリート建

造物の倒壊に戻そ

### 設計上の「瑕 疵」の可能性

建造物の「瑕疵」の有無を判断するにあ

( 50 )

う。この地震が人知の及ぶところをはるかに越えた大きなものであり、人為的に防ぐことが全く不可能であつたとしてもこれを損害賠償請求の対象としてもこれを損害賠償請求の対象としてもこれを損害賠償請求の対象としても誰かに責任を問うということはできな

い。問題は、地震で倒壊した建造物に、必ずしも天災によるとばかりはいえない人為的な要素、すなわち「瑕疵」があつたか否かである。

もちろん、十分な安全性は無条件一律的に決まるものではない。どんな地

震でも絶対に倒壊しない堅牢な物でなければならぬ被害者にとつてより有利

ければならないということではなく、その物の建造に要するコストや建造工事が行われる周辺の条件等も勘案して相対的に決定されるものであり、したがつて「瑕疵」の存否もそのような諸要素を考慮に入れた総合的な判断によって決まる。ただ、たとえ倒壊そのものを完全に防ぐことができない場合でも、そこを利用する人の生命身体に害が及ばないよう、あるいは倒壊する場合でも利用者の生命身体をできるだけ守るために倒壊するようにならかに考えておく、といったことは「瑕疵」概念を考えるうえで重要な要素であろう。ここで最も高い位置を占める法益は人の生命身体なのである。

法学セミナー

より運送効率の向上が考えられており、しかも工事期間中もその後も、下の国道の利用に支障をきたさないようにするという考慮が重要な位置を占めていたと考えられる。なにしろこの国道 자체が、道路公害訴訟の舞台となるほどの、西日本を代表する交通量を持つた重要幹線道路なのである。道路を両側から二本の橋脚で支えるようになると、横倒しにはならないが、高速道路の工事期間中も完成後も、下の国道の利用にきたした支障はかなりのものとなつたであろう。

しかし高速道路が

（コンクリート建造物の場合、鋼鉄素材だけで建造する場合に比べて、この「設計強度が発揮される工事である」と）の要請は非常に強い。鉄骨は鋼材がねじ止めや溶接によってつなぎ合わされることで強度を発揮するが、コンクリートの場合は、液状のものを型に流し込んで硬化させ、この硬化後のコンクリートが一体の構造物となるときに最大の強度を発揮する。したがってコンクリートの型への流し込み方に問題（具体的には、連続的に流し込む必要があるのに一定の時間を挟んで断続的に流し込まれた場合など）があれば影響が最小限度となるように、一種のダメージ・コントロールの観点から、倒壊の仕方を計算を入れた設計をしておくと、ということは重要であろう。簡単にいえば、「倒れ方」「壊れ方」の中に、せめて道路利用者が自動車を止め比較的安全な場所に避難できるだけの余地をある程度見込んでおく、といふことの必要性である。

### 欠陥構造物と なりうる危険性

この点は、施工段階での工事管理に関わるが、ここで

この地震においても、一つ問題化されたのは、地震によつて倒壊した建造物が欠陥工事によるものではなかつたかといふことである。工事の仕方に欠陥があれば、設計段階で見込まれている設計強度が発揮されない。

（コンクリート建造物の場合、鋼鉄素材だけで建造する場合に比べて、この「設計強度が発揮される工事である」と）の要請は非常に強い。鉄骨は鋼材がねじ止めや溶接によってつなぎ合わされることで強度を発揮するが、コンクリートの場合は、液状のものを型に流し込んで硬化させ、この硬化後のコンクリートが一体の構造物となるときに最大の強度を発揮する。したがってコンクリートの型への流し込み方に問題（具体的には、連続的に流し込む必要があるのに一定の時間を挟んで断続的に流し込まれた場合など）があれば影響が最小限度となるように、一種のダメージ・コントロールの観点から、倒壊の仕方を計算を入れた設計をしておくと、ということは重要であろう。簡単にいえば、「倒れ方」「壊れ方」の中間に、せめて道路利用者が自動車を止め比較的安全な場所に避難できるだけの余地をある程度見込んでおく、といふことの必要性である。

（やまもと・りゅうじ）

### 施工上の問題

この地震においても

（この地震においても）の欠陥工事によるものではなかつたかといふことである。工事の仕方に欠陥があれば、設計段階で見込まれている設計強度が発揮されない。

（この点は、施工段階での工事管理に）この点は、施工段階での工事管理に

した企業が直接これを実行するではなく、傘下の中小企業に下請けに出し、下請け企業はさらにその下の小企業に孫受けに出し、この過程で工事代金が上位企業に持つていかれ、結局、直接工事を行う事業者にわたる資金が少ないので、その企業は設計要求どおりの工事ができなくなるという、設計

計・施工段階から、人の生命身体に対する損害発生を回避するために必要な措置がどれだけとられていたかといふ点から評価されるべきである。

### まとめ

（當造物責任の観点から）

右のように考えてみると、本件倒壊事故にはコンクリート建造物とその建設工事に内在する問題点（特に施工過程をも視野に入れた強度設計と工法の選択に必要な配慮を欠いていること）がなかつたかどうかが検討されねばならないようと思われる。これは、法律解釈上はまず「設置の瑕疵」の枠内で蔽される場合がある。設計どおりの強度発揮が不可能な危険物が国道上に横たわっていたということになりかねないものである。

これらは、工事そのものについては、工事を請け負つた建設会社の責任であるが、この道路を利用していて被害にあつた道路利用者との関係では、この道路を設置・管理していた者、すなわち、この高速道路に関しては国の責任が問われることになる。國にこの高速道路の設置・管理において「瑕